

## 議案第2号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年1月22日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえて期末手当を0.05月分引き上げる関係法律の一部改正に準じるほか、所要の改正をするものです。

2 改正内容

- (1) 町議会議員の期末手当の支給割合を改定します。 (第5条)
- (2) 議員報酬の日割り額の算出方法を明瞭にします。 (第3条の2)

3 施行日

公布の日から施行し、期末手当の支給割合改定については、令和6年12月1日から適用します。

〈参考〉期末手当の支給割合

	R 6. 6月	R 6. 12月	合計
改正前	170/100	170/100	340/100
<b>改正後 (令和6年12月1日から適用)</b>	<b>170/100</b>	<b>175/100</b>	<b>345/100</b>

高根沢町条例第 号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第3条の2 第2条及び前条第1項の規定により議員報酬を支給する場合において、1月に満たない月があるときは、当該月の議員報酬は日割りによるものとし、その月の現日数を基礎として算出する。<u>その算出した額</u>に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額<u>に100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第3条の2 第2条及び前条第1項の規定により議員報酬を支給する場合において、1月に満たない月があるときは、当該月の議員報酬は日割りによるものとし、<u>その日額は</u>その月の現日数を基礎とする。<u>その額</u>に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額<u>に100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。